

2024年1月12日

各位

金沢信用金庫

令和6年能登半島地震災害義援金の取扱開始について

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

1日も早い復旧、復興を心よりお祈りいたします。

金沢信用金庫（理事長 広岡 克憲）では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記のとおり義援金を受け付けておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 寄付先

お客さまの義援金は、日本赤十字社を通じて被災都道府県に設置される義援金配分委員会へ全額が送られ、被災地の方々の生活支援に役立てられます。

振込依頼書の「お受取人」欄に記入する寄付先名称

能登半島地震災害義援金

2. 取扱期間

2024年1月12日（木）～2024年6月28日（金）

3. 振込手数料

無料（窓口の場合）

4. 個人情報の共同利用

いただいたお客さまの個人情報は、本義援金の取扱いにあたり当金庫と日本赤十字社との間で共同利用し、適切に管理いたします。

※ 日本赤十字社の個人情報保護方針については、以下をご参照ください。

日本赤十字社 (<https://www.jrc.or.jp/contribute/privacy/>)

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続きをとられる方へ》

本義援金をお振り込みいただいた際の振込依頼書の控え（振込金受取書）が、所得税等の寄付金控除の手続きにおける証明書類となります。

なお、日本赤十字社が発行する受領証が必要な場合は、振込依頼時に窓口にお申し出ください。（後日、日本赤十字社から直接受領証が送付されます）。

※ 詳しくは当金庫の窓口にてお尋ねください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

金沢信用金庫 営業店サポート部

〒920-8710 金沢市南町 1-1

TEL (076) 231-0274 (ダイヤル)

FAX (076) 231-7864

<https://www.shinkin.co.jp/kanazawa/>